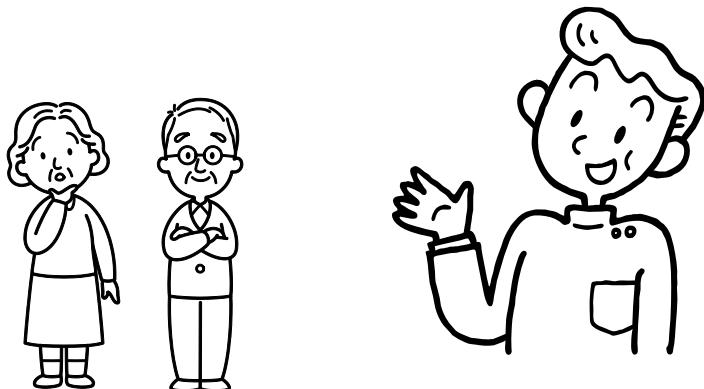


# 医療費の支払いや今後の療養生活 の不安を感じた時に

## ～知っておきたい制度のご案内～



埼玉医科大学国際医療センター  
患者支援センター 医療福祉相談室  
がん相談支援センター

## はじめに

けがをしたとき、病気がわかったとき、  
患者さんやご家族には様々な心配が出てくると思います。  
患者さんの病気やお身体のことはもちろん、  
これからの生活のこと、仕事のこと、家族のこと、  
気にかかるることはたくさんあるかもしれません。  
この小冊子は、医療費の負担を軽くする制度をはじめ、  
療養生活を支える制度について、ご紹介しています。

この小冊子でご案内した制度の他にも  
相談したいことや知りたい情報がありましたら  
ソーシャルワーカーまでお気軽にお声掛けください。



\*お子さんが医療を受けるとき\*



## 1) 小児慢性特定疾患医療給付制度について

### \*この制度を使うと何が変わるの？\*

国が指定した慢性疾患（表1参照）の医療にかかる費用の助成を受けられます。助成が受けられるのは医師が診断した日からです。負担する金額は、収入及び本人の状態に応じて異なります。

※在宅で療養する場合には、吸引器や車椅子などの日常生活用具の購入の助成を受けられる場合があります。対象疾患等、詳細は市区町村の障害福祉担当へお問い合わせ下さい。

### \*対象となる方\*

小児慢性特定疾患の対象疾患（表1参照）にかかっている18歳未満の児童。

※ただし、18歳未満で認定を受け、引き続き治療が必要と認められる方の場合は20歳まで延長することができます。

### \*対象となる医療\*

指定医療機関（薬局・訪問看護ステーションを含む）における対象疾病に関する医療です。当院は指定医療機関となっております。

### \*申請窓口\*

住所地を管轄する保健所です。

### \*申請の際に必要なもの\*

- ①申請書
- ②同意書
- ③小児慢性特定疾病医療意見書
- ④マイナンバー法に基づき申請時に必要な書類
- ⑤自己負担上限月額の階層区分決定及び高額療養費の所得区分照会に必要な書類

※症状によっては、「重症患者認定」を受けられる可能性があります。  
対象となるかは、担当医へご確認ください。

※詳しい内容については住所地を管轄する保健所にご確認ください。

## \*認定を受けたら\*

「小児慢性特定疾患医療受給者証」「自己負担上限月額管理票」が発行されます。下記の窓口へ提示してください。

- ・入院の場合…入退院ラウンジへ
- ・外来の場合…各センター外来受付へ

※「自己負担上限月額管理票」は、会計ごとに上記窓口へ提出してください。

## \*この制度に該当する病名について\*

児童の慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾病を指しており、現在16疾患群（801疾病）がその対象として国に認定されています。それぞれの疾患ごとに対象基準があります。詳しくは小児慢性特定疾病情報センターのホームページにてご確認ください。

〈表1〉

疾患群	疾病の例示
01 悪性新生物	白血病、リンパ腫、中枢神経系腫瘍、 固形腫瘍など
02 慢性腎疾患	微小変化型ネフローゼ症候群、IgA腎症など
03 慢性呼吸器疾患	慢性肺疾患、気道狭窄、気管支喘息など
04 慢性心疾患	心室中隔欠損症、ファロー四徴症、肺動脈狭窄症など
05 内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、橋本病、バセドウ病など
06 膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデスなど
07 糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病など
08 先天性代謝異常	糖原病1型、フェニルケトン尿症など
09 血液疾患	血友病、血小板減少性紫斑病、再生不良性貧血など
10 免疫疾患	後天性免疫不全症候群など
11 神経・筋疾患	点頭てんかん（ウエスト症候群）、結節性硬化症など
12 慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症、アラジール症候群など
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	18トリソミー症候群、ダウン症候群、マルファン症候群など
14 皮膚疾患	眼皮膚白皮症（先天性白皮症）、レックリングハウゼン病（神経線維腫症1型）など
15 骨系統疾患	胸郭不全症候群、骨硬化性疾患、進行性骨化性線維異形成症など
16 脈管系疾患	巨大静脈奇形、巨大動静脉奇形、原発性リンパ浮腫など

(2025年4月1日現在)

## 2) 自立支援医療（育成医療）について

身体に障がいのある児童が手術などによって障害を軽くしたり、取り除いたりする場合に、そのためにかかる医療費の負担を軽くする制度です。

### \*この制度を使うと何が変わるの？\*

対象となる障がいの治療にかかった医療費は1割負担になります。また、収入によって1ヶ月あたりの自己負担限度額が決められています。  
※申請して認められた疾患以外の治療費や差額ベッド代・食事代などは含まれません。

### \*対象となる方\*

下記の条件にすべて該当する方が対象となります。

- ① 18歳未満の障がいをもつ方
  - ② 現在障がいがあるか、かかえている疾患の治療をしないと、将来ある程度の障がいが残ると医師に認められている方
  - ③ 手術などの外科的な治療により障がいの軽減や改善が認められる方
- ※対象となる主な障害はP11をご参照ください。
- ※一定以上の所得がある方は、対象外となることがあります。
- ※予定されている治療に当制度が利用できるかどうかは担当医にご確認ください。

### \*申請窓口\*

お住まいの市区町村役場にある障害福祉担当課が窓口です。

この制度を利用するためには事前の申請が必要です。手術日や入院日が決定したら、お早めに申請してください。

### \*申請の際に必要なもの\*

- ①申請書
  - ②世帯調書
  - ③医師の意見書
  - ④健康保険証
  - ⑤収入を確認できる資料
- } 申請窓口で受け取り、患者さん・ご家族が記入するもの
- } ①～③の書類と一緒に
- } 申請時に持っていくもの

### 3) 子ども医療費支給制度について

—全てのお子さんが必要な医療を受けやすくするために—

#### \*この制度を使うと何が変わるの？\*

健康保険を使用した際の自己負担金の窓口支払いが軽減される、もしくは後で戻ってきます。ただし、保険外の治療をした場合や個室代などは、制度の対象外になります。

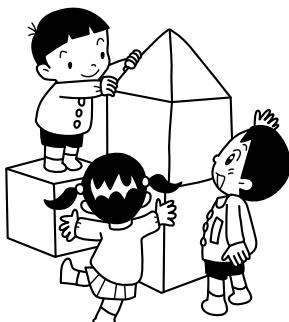
#### \*対象となる方\*

埼玉県では、0歳～18歳年度末までのお子さん

#### \*申請窓口\*

市区町村役場の児童福祉担当課です。制度を利用するためには、あらかじめ資格登録申請が必要になります。申請が認められると「医療費受給資格証」が渡されます。

※市区町村によっては給付内容、申請手続き、必要な書類が異なります。  
詳しくは、お住いの市区町村役場にお問い合わせください。





この小冊子は、一部公的な補助を受けて作成しております。

埼玉医科大学国際医療センター

患者支援センター 医療福祉相談室

がん相談支援センター

(2025年6月1日)

(2025年6月1日更新)